

史料翻刻解説

本目録では、今回整理を終えた文書群のなか、特徴的な文書を十一点選んで史料翻刻を行つた。史料翻刻を掲載するものは以下のとおりである。

- 1 文化五年 書上 伊豫国新居郡船屋村（村高家数など）（船屋村文書A-3）
- 2 天保四年十月 道幅間數改帳（船屋村文書A-5）
- 3 文政五年二月 乍恐奉願上御事（船屋村冲合干潟にて餌蝦蟇堀立の義新居濱浦漁師より故障申出去戌年御指留に付）（船屋村文書D-13）
- 4 天保二年十一月 就御尋乍恐奉申上御事（流田村吉兵衛船持共荷物置場世話料の義に付）（船屋村文書F-1）
- 5 天保十四年七月 積出候品調帳（船屋村文書F-6）
- 6 天保十四年七月 積出候品調帳（船屋村文書F-7）
- 7 紺屋町高蔵願留并村方勝兵衛同（紺屋町当分住居垣生村銀作氷[豆腐に付]（船屋村文書H-13）
- 8 文化七年十月 風早嶋（高濱にて新艘船造り方の儀差障り有無に付）（新浜村文書2）
- 9 嘉永五年六月 奉願上口上（船作事のため私居宅後の御林永代御郡より下請願）（新浜村文書9）
- 10 嘉永五年九月 覚（高濱村御林の内高濱越往還より西の分御預りの処改革にて御山差上に付）（新浜村文書10）
- 11 寛政六年 西国順礼道仲雜誌（浅井家文書1-5）

1～7は船屋村文書である。1は船屋村の村高・家数・面積・海岸部の長さなど、村況が具体的に分かる史料である。2は船屋村内の十四本の村道を書き上げたもので、表紙に「御普請方出し」とあることから、西条藩の御普請方に提出されたものの控えとして残されたものと考えられる。村の道を書き上げた史料は、明治期の戸長役場文書に見出すことはあるが、江戸後期までさかのぼるものは数少ないため掲載した。

3は船屋村の沖合でどれかのぼるものは数少ないため掲載した。

する文書である。そのなかには「百姓漁師船稼入交之稼」とあり、船屋村に多彩な生業が展開していたことをうかがわせる。

4は天保二（一八三二）年十一月に、船屋村の船持五名が大町組大庄屋松木十左衛門に差し出した文書である。この史料からは、近隣の流田村吉兵衛の土地に、船持たちの共同出資で船荷を保管する荷物置場がつくられている様子や、これらの廻船の行き先が「大坂向地并高砂」など関方面であつたことなど、船屋村の船持の動向が記されている。

5、6は船屋村の船持が地元から積み出した荷物を書き上げたものである。いずれも表紙には天保十四年七月とあり、5は船屋村の役次郎、6は船屋村の役次郎と辰蔵が積み出した荷物について記されている。積み出された荷物としては、棕呂皮・桧繩・酒粕・桐木・丁目木・国木・紙艸・酒粕・櫈があげられる。このうち桧繩は「まきはだ」と読み、船の板の継ぎ目に押し込み、水の浸透防止に用いたもので、紙艸は楮・雁皮などの和紙の原材料である。これらは西条の商人か、中村・上嶋山村、大町村といつた近隣の村人の荷物を運ぶ場合がほとんどで、買積と運賃積が入り混じっている。買積商品は酒粕・紙艸・櫈に限定され、それ以外は運賃積となつてている。取引先是、紙艸・櫈・桧繩・桐木・国木・棕呂皮が大坂の廣瀬屋五兵衛、棕呂皮が兵庫の日向屋長蔵、酒粕が灘の茶屋平次、丁目木が堺の灘屋新六となつており、ここでも関西方面が中心であったことを確認できる。

7は西条紺屋町の当分住居で垣生村の富吉屋銀作が仕入れた氷豆腐をめぐる争論文書である。銀作は仕入錢に困ったため、この氷豆腐を仕入錢と引き換えに紺屋町の神拝屋高蔵に預けた。ところが、神拝屋高蔵も資金繰りに困り三ヶ所に質入れすることとなつた。それを船屋村の船持である勝兵衛に頼み、勝兵衛が出した為替金三十両で質請けし、船で高松まで積み出そうとしたところ、氷豆腐にはさらに別の権利関係が残つており、出船が差し止められたというものである。この地域の小商人の経済活動、複雑な経済関係がうかがえる史料である。

8～10は新浜村文書で、いずれも新浜村内の高浜に設けられた船作事場に關係する史料を翻刻した。8は文化七年十月に、風早郡の大庄屋杉田雄五郎が松山藩領の廻船建造を高浜に限定することの問題点を記した意見書である。船持のなかには難波している者も多く、親の代から船の代金が滞り、人

によつては現在の船を売り払つたとしても借金に引き合わない状況が記されている。そのため、新しい船を造つたり、修繕したりする時には、これまでの得意先にしか頼むことができなくなつてゐる。もつとも、風早郡の嶋方では、大洲辺りで安い板類などを購入して積み運び、自分の村で風早郡内や他所の大工を雇い、船を造る新しい動きも現れている。しかし、高浜に船を頼んだ場合、あらかじめ決まつていていた値段よりも高くなり、耐久年数も短く、安い値段でしか売れないとされている。それらを考え合わせると、風早郡の嶋方では、これまで通り自由に船を造ることを藩に認めてもらわなければ、船を持続させ船稼ぎを続けることができないと主張している。

また、9、10からは、高浜の船作事場が船の木材を得るために、松山藩の山を文政七（一八二四）年から三十年期限の引請山、またその後永久の引請山として利用してきたが、嘉永五（一八五二）年の改革により引請山が差し止められたことが分かる。いずれにしても、高浜の船作事場の場合、船材の確保などにおいて、松山藩がバツクアップするところが大きかつたことがうかがえる。なお、高濱の船作事場については、17～24頁の井上淳「近世後期伊予廻船の建造について」に詳しく記した。

11は浅井家文書である。寛政六（一七九四）年に浅井家から西国三十三所霊場巡礼に出た伊兵衛が記した道中記。浅井家文書には、四国遍路の餞別観、金毘羅道中の里程観などが残り、巡礼旅行者を出していた様子が知られるが、この史料には西国巡礼の道中の様子が詳しく記されており、当時の巡礼旅を見る上で興味深い史料である。これについても、25～34頁の山内治朋「『西國順礼道仲誌』に見る巡礼道中の信仰と觀光」に詳しく解説を記している。

（井上 淳）

1 書上 伊豫国新居郡船屋村（村高家数など）（船屋村文書A）

3 書上 伊豫国新居郡（豎帳）

一古城跡壹ヶ所

是者天神山城跡と申伝御座候得共城主性名相知不申候

一名所旧跡名産嶋等無御座候

一船掛リ之湊無御座候

右之通相違無御座候、以上

文化五年辰

（豎帳）

伊豫国新居郡
船屋村

（豎帳）

船屋村庄屋

藤次郎

同村組頭

九兵衛

松平左京大夫領分
伊豫国新居郡
船屋村

（豎帳）

2 道幅間數改帳（船屋村文書A—5）

一高百八拾六石七斗弐升七合
一家數六拾軒

一村長東西八町南北七町

東西弐町

南北弐町

居村

東西六町

南北五町

野間

一村内海辺長三拾六町六間 但

西者西條領永易村境より
東者同領新居濱浦境迄

一當村より隣村 同領下嶋山村家居迄方角已道法凡拾町其間山越

同領新居濱浦家居迄方角寅道法凡壹里廿四町程其間山越

一御朱印頂戴之寺社無御座候

一寺堂庵無御座候

一小社 謙訪明神
恵美須保古良

御普請方出し

（豎帳）

大町組
船屋村

道幅間數改帳

（豎帳）

天保四年

巳十月

大町組
船屋村

西沖手堤本より大石橋迄
一長百弐間

大石橋より下嶋山村堺迄下田道
一同百四間

道幅五尺

道幅平シ四尺

道幅平シ壹間

江端より北濱出口迄村中道
一同百七拾間

前田端より北西出口迄

一同百四拾三間

道幅三尺

村西沖手從南者下嶋山村境より村北出口迄

一同式百六拾四間

西出口より御制札場迄

一同百間

江端より山崎迄

一同百七拾式間

山崎より石橋迄

一同百七拾四間

石橋より山越迄

一同百式百三拾間

前川より山越迄

一同百式拾八間

山越より石之脇迄

一同式百間

水門前橋

一同壹間余

前川

一同壹間余

右之通二御座候、以上

天保四年巳十月

道幅五尺

道幅三尺

道幅五尺

道幅五尺

道幅五尺

道幅五尺

道幅五尺

道幅五尺

道幅五尺

道幅五尺

大町組大庄屋
松木十左衛門殿

船屋村組頭
直吉
同村庄屋
熊右衛門

乍恐奉願上御事

(船屋村沖合干潟にて餌蝦夷堀立の義新居濱浦
漁師共より故障申出去戌年御指留に付) (船屋村文書D—3)

乍恐奉願上御事

一私共村方之者冲合干潟ニ而餌蝦夷堀取之義、新居濱漁師より故障之義候由二而去ル戌年御指留被仰付奉畏候、然共当村之儀者往古より貧村ニ而百姓漁師船稼等入交之稼ニ而先年者漁船拵も多御座候得共、只今者六艘ニ相成漁獵を職分ニ仕罷在候、尤其段御達申上御運上指上來リ不申候得共、當村開闢以來前段之通仕来、惣御改帳ニも男者御用之御石積向地渡海漁をも仕女者柴苅網之糸拵等仕居申候と申上御座候、先年天艸御陣之節御水主御用相勤候由申伝御座候、其上作間漁之儀者仕来ニ而是迄何方江茂相障候儀無御座候、文化年中被仰出候御書附ニも其職ニ不備儀ニ付御指留との御儀ニ御座候得共、他村者格別於村方者前段奉申上候通往古より漁師入交勝手宜業を相當ミ來御儀ニ而、只今ニ至リ其業仕罷在候者多御座候、且又庄屋新左衛門と申者之時分、漁獵場網代之儀ニ付新居濱浦より故障之儀申出候処、古來より下嶋山境より平地嶋を見通し東者磯浦一手ヶ谷迄當村網代と申伝、且永易川尻より右一手ヶ谷上之内若難船又者沖手ニ而如何様之儀御座候而茂当村より罷出世話仕来候儀ニ而往古仕来之次第を以新居濱浦庄屋某江掛合候処、同浦より内済之儀達々申出内和相整候由申伝ニ而、古來之通新居浦船屋村入会ニ而漁仕相済來候儀ニ而、既ニ往古より漁師御座候儀者只今ニ至リ漁船所持仕獵方相稼候者多御座候儀的談ニ御座候、一体蝦夷堀取壳払候義者買船夥艘罷越候時者中々喜多濱漁師共斗ニ而者堀続申ものニ而者無御座候、蝦夷買船壹艘荷と申者三四千程つゝ買込積出し申候、右者五拾艘も入込候得者拾五六萬茂無御座候而者間ニ合不申候、左候時者夥艘江壳渡候儀難出来御座候、右様之儀ニ御座候間此内も下地之通御當方ニ而無指支荷足り不申と相心得、余木永洲広嶋備前其外向地邊之漁船多入込候処、右御指留ニ相成居候而掘らせ不申候間空敷罷歸候儀ニ而御座候、御當方漁師共指支之儀ニ茂相成不申、勿論堀尽し候物ニ而者無御座、只干潟ニ湧候事故諸向指支不申候品を堀取不申捨置候而者御当地之潤ひニ相成候儀を打捨置候儀甚歎ケ敷奉存候、右ニ付多恐御儀ニ者奉存候得共、右奉願上候通堀取之儀御免被為成下候ハゝ下々之者共大ニ勝手ニ罷成如何斗難有仕合ニ奉存候、左候

得者船屋村納代并餌蝦堀候者共為冥加御運上銀被 仰付次第御上納仕度奉存候、何卒 御憐愍之上右奉願上候通被為 仰付被下候様偏ニ奉願上候、以上

文政五年午二月

船屋村惣代

弁右衛門

同

精兵衛

右弁右衛門精兵衛奉願上候通宜被仰上可被下候、以上

船屋村組頭

直吉

同村庄屋

熊右衛門

大町組大庄屋

松木十左衛門殿

大町組大庄屋

4 就御尋乍恐奉申上御事（流田村吉兵衛船持共荷物置場世話料の義に付）（船屋村文書F-1）

就御尋乍恐奉申上御事

一 流田村吉兵衛荷物置場世話料之儀ニ付同人より書付を以奉申上候、右ハ如何之儀ニ候哉委細書付を以奉申上候様ニとの事御儀奉畏候

右ハ船持共荷物置場指支申候処、右吉兵衛前方ハ船持中間ニ而御座候処、近年ハ内間不勝手ニ相成難渋之様子ニ存候ニ付、船持共一同申合吉

兵衛貴様勝手ニ成候得者荷物置場致候而ハ如何候哉、程宜候得ハ年四五百目程ハ大方相渡り候様相成可申者毗ニ仕申候処、吉兵衛申候ハ横黒邊江籠出草履草鞋造売いたし候積ニ有之候得共、其方ハ相止メ候間何分為

致吳候様申候ニ付、元船持之儀ニ付荷物置場船持共より出合六百目ニ而荷物置場拵申候儀ニ御座候、右ハ全咄ニ仕吉兵衛より頼ニ付為致候儀ニ御座候、右世話致吳候而も荷物置場ハ船持共より拵置候ニ付、吉兵衛内ニ居不申候而も隨分宜きニ而吉兵衛家内ニ手間之掛リ候儀と申様の儀ニ而無御座候、船屋村代吉方江寄合之上何れ江参り候而も世話料拾勿つゝ相渡し

候様ニハ引合不申、右ハ大坂向地並高砂何れ江参り候而も世話ニ相成候節ハ度毎ニ拾勿つゝと其節ニ相極申候儀ニ御座候、藏敷杯と取分ケ候儀ニハ無御座候、前文奉申上候通世話ニ相成候節ハ何れへ参り候而も拾勿つゝと相極世話ニ相成候節ハ度々相渡し申候儀ニ御座候、船屋村圓吉与七郎より談合と申候ハ、吉兵衛之世話ニ相成不申節も拾勿つゝと申越候ニ付承知不仕候儀ニ御座候、御番所より私共承り候ハ吉兵衛方ニハ不限堤ニ而も改遣候間宿ハ勝手ニ取候様承リ申候、吉兵衛より村方御庄屋所迄御願申候ハ政蔵代吉兩人ハ世話料より外何れへ参り候共相渡り候得共与七郎代蔵役次郎三人ハ相渡シ不申候ニ付、相渡し吳候様吉兵衛より申出候由御談御座候、政蔵代吉ハ世話料之外相渡し候得ハ吉兵衛申通り相渡可申と拾勿つゝ相渡置、其後政蔵代吉兩人江談合仕候処、兩人ハ世話ニ相成候外一切出不申と申候ニ付、左候時ハ吉兵衛甚相済不申候儀ニ付其段吉兵衛江談合取返し候儀ニ御座候、此段乍恐奉申上候、以上

天保二年卯十一月

船屋村

与七郎

同村代吉代

利兵衛

同村政蔵事

豊蔵

同村菊次郎事

代蔵

同

役次郎

船屋村組頭

直吉

同村庄屋

熊右衛門

大町組大庄屋
松木十左衛門殿

5 積出候品調帳（船屋村文書F—6）

表紙

「天保十四年

積出候品調帳

(横帳)

卯七月

船屋村

船屋村

卯正月

役次郎

一酒粕五百式拾貰
代銀三百九拾貰目

但し町三吉屋直吉より拾貰二付錢七匁五分二買取申候、去寅年売買不仕直
段之儀ハ相分リ不申候

右之品大坂灘茶屋平次方ニ而拾貰二付錢九匁三分五厘ニ当正月ニ売払申
候、去寅年直段右同断

卯四月

同人

一紙艸式千八百貫

代銀拾貫六百四拾目

但町三河屋伊兵衛方拾貰二付三拾八匁二買請、去寅年直段拾貰二付四拾
八匁二買取、去歲指引拾貰二付当年拾匁つゝ下直ニ御座候

右之品卯四月ニ大坂廣瀬屋五兵衛方ニ而拾貰二付錢四拾壹匁ニ賣払申候、
去寅年直段拾貰二付錢四拾壹匁ニ賣払申候、去歲指引当年直段拾貰二付銀壹
匁高直御座候

寅十一月

一はせ四百五拾貫

代銀七百式拾目

但し中村忠吉より拾貰二付錢拾六匁買取申候処、追々下直ニ付町質場御役所

江指入置申候処、当六月ニ拾貰ニ付錢拾四匁ニ大坂廣瀬屋五兵衛方へ
売払申候

卯六月

同人

一棕呂皮武万五千枚

右ハ中村豊藏荷物私積參リ、兵庫日向屋長藏方ニ而当六月ニ拾枚ニ付錢三
分三厘ニ売払申候得共、送り荷物之儀ニ付買直段ハ相分リ不申候

船屋村

辰藏

一桧繩式百把

右者町佐兵衛荷物私積參リ大坂廣瀬屋五兵衛方ニ而壹把ニ付代錢壹匁五分
ニ賣払申候、送り荷物之儀ニ付買直段ハ相分リ不申候

同人

一棕呂皮三千枚

右者小松御領上嶋山村千代藏荷物、私積參リ兵庫日向屋長藏方ニ而一わニ
付代錢三分三厘カヘニ賣払申候、送り荷物之儀ニ付買直段之儀ハ右同断

一桐木百拾式本

右者小松御領上嶋山村桑之助荷物、私積參リ大坂廣瀬屋五兵衛方ニ而壹本
ニ付代銀壹匁七分三厘カヘニ二月十一日賣払申候、送り荷物之義ニ付買直段
者右同断

一棕呂皮武万五千枚 同人

右者中村豊藏荷物、私積參リ大坂廣瀬屋五兵衛方ニ而壹わニ付代銀三分四
りカヘニ二月十三日賣払申候、送り荷物之義ニ付買直段ハ右同断

一桧繩式百把 同人

右者町佐兵衛荷物、私積參リ大坂廣瀬屋五兵衛方ニ而壹わニ付代銀壹匁六
分ニ六月十六日賣払申候、送り荷物之儀ニ付買直段右同断

五月

一桐木六拾弐本 同人

右者中村秀藏荷物、私積參り大坂廣瀬屋五兵衛方ニ而代錢百六拾目壳拵申候、送リ荷物之儀ニ付買直段右同断

同人

一棕呂皮壹万七千枚

右者中村豊藏荷物、私積參り兵庫日向屋長藏方ニ而壹わニ付代銀三分五厘六月五日ニ壳拵申候、送リ荷物之義ニ付買直段右同断

一棕呂皮四千枚

右者中村秀藏荷物、私積參り大坂廣瀬屋五兵衛方ニ而壹わニ付代銀三分五厘二六月五日ニ壳拵申候、此送リ荷物之義ニ付買直段右同断

6 積出候品調帳（船屋村文書F—7）

表紙

「天保十四年

積出候品調帳

（横帳）

卯七月

船屋村

役次郎積

出し候分

卯正月

一酒粕五百式拾貢

是者町三吉屋直吉より買受

一同千貢目

是ハ大町村今津屋作十郎より買受

一同千貢目

是ハ洲ノ内村油屋弥三兵衛より買受

メ式千五百式拾貢

右者三人之者共ニ壳貢目ニ付代錢壹匁メ式分五厘ニ買受、灘茶屋平次方ニ而代錢壹匁ニ付九分三厘五毛ニ壳拵申候

同日

一しりろ皮式万

右者中村勘兵衛メ千枚ニ付代錢五拾目ニ買受、兵庫日向屋長藏方ニ而代銀三拾四匁ニ壳拵申候

三月

一丁目木千五百本

右者右同人より壳本ニ付代錢四分ニ買受、堺灘屋新六方ニ而代錢式分五厘ニ壳拵申候

同

一はせ五百貢目

是ハ中村忠吉より買受

一同三百貢目

是ハ中村豊藏より買受

右兩人より十メニ付代錢式拾伍匁五分ニ買受、大坂廣瀬屋五兵衛方ニ而壹斤ニ付代錢式分四厘ニ壳拵申候

五月

一紙艸千四貢目

右者町三河屋伊兵衛メ十メニ付代錢三十八匁ニ買受、大坂廣瀬屋五兵衛方ニ而十メニ付代錢四拾式匁ニ壳拵申候

同

一桐木百五拾本

右者中村圓蔵より代錢八百目二買受、堺灘屋新兵衛方二而代錢六百目二売払
申候

同

一国木千百五十才

右者中村忠吉より壹才ニ付錢壹分九厘ニ買受、大坂廣瀬屋五兵衛方ニ而壹
才ニ付代錢壹分四厘ニ賣払申候

船屋村
辰蔵

積出し分

一桧繩式百把

右者紀伊國屋佐兵衛荷物、私積參り大坂廣瀬屋五兵衛方ニ而壹把付代銀
壹匁六分ニ六月十六日賣払申候

船屋村
辰蔵

積出し分

一桧繩式百把

右者紀伊國屋佐兵衛荷物、私積參り大坂廣瀬屋五兵衛方ニ而壹把付代銀
壹匁五分ニ賣払申候、送り荷物之儀ニ付買直段ハ存不申候

一棕呂皮三千枚

右者上嶋山村千代蔵貰出し、私積參り兵庫日向屋長蔵方ヘ二月七日代銀壹
わニ付三分三厘かヘ賣払申候、送り荷物之儀ニ付買直段ハ存不申候

一桐木百拾弐本

右者上嶋山村桑之助荷物、私積參り大坂廣瀬屋五兵衛方ヘ二月十一日代銀壹
壹本付壹匁七分三厘かヘ賣払申候、送り荷物之儀ニ付買直段ハ存不申候

一棕呂皮万五千枚

右者中ノ村豊蔵荷物、私積參り大坂廣瀬屋五兵衛方ヘ二月十三日代銀壹
付三分四厘かヘ賣払申候、送り荷物之儀ニ付買直段ハ存不申候

一紙艸千四百貫

右者中ノ村豊蔵荷物、私積參り大坂廣瀬屋五兵衛方ヘ二月十三日代銀壹
付三分四厘かヘ賣払申候、送り荷物之儀ニ付買直段ハ存不申候

右者役治郎辰蔵両艘合御座候

一桧繩式百把

右大町紀伊國屋佐兵衛荷物、私積參り大坂廣瀬屋五兵衛方ニ而壹把付代銀
壹匁六分ニ六月十六日賣払申候

五月

一桐木六拾弐本

右者中ノ村秀蔵荷物、私積參り大坂廣瀬屋五兵衛方ニ而壹把付代銀百六拾目賣払
申候

一棕呂皮壹万七千枚

右者中ノ村秀蔵荷物、私積參り大坂廣瀬屋五兵衛方ニ而壹把付代銀三分五厘
ニ六月五日ニ賣払申候

一棕呂皮四千枚

右者中ノ村秀蔵荷物、私積參り大坂廣瀬屋五兵衛方ニ而壹把付代銀壹把付三分五
厘ニ六月五日ニ賣払申候

7 紺屋町高蔵願留并村方勝兵衛同 (紺屋町當分住居垣生村銀作水

豆腐に付) (船屋村文書H—3)

紺屋町高蔵願留并村方勝兵衛同 (堅帳)

乍恐奉願上御事

」

(堅帳)

一紺屋町當分住居垣生村銀作水豆腐仕成方仕候処、仕入錢多分御座候付、小
身之者ニ御座候得者指支候由ニ而私江何卒仕成中仕入錢取替吳候様、尤出
來立候豆腐者其元江預ケ置候間水豆腐私方江下ケ込候処、私儀も手薄キ者
ニ御座候得者差支無據水豆腐所々江質入ニ仕御座候処、都合五拾四箱分相
揃候處御当所ニ而ハ不捌ニ御座候ニ付、船屋村勝兵衛と申者江相頼為替金

三拾両借用致水豆腐夫々質請仕、正月八日二船積仕候処、泉屋半右衛門より御番所江申出候儀者、紺屋町銀作仕成水豆腐船屋村勝兵衛船江積入申候、右水豆腐者私方仕入二而品々御座候間、何卒調方相済候迄出船御差留被下候様仕度段申出候所、御番所被仰候者出船手形も相済居候、殊ニ出船指留候儀者渡世留ニ相成甚以不輕事ニ候間差留かたくとの御談二付、又々半右衛門より船屋庄村屋所江申出候儀者、御村方勝兵衛船江積込水豆腐者私方仕入二而品々御座候間、取調へ相済候迄出船御指留被下候様申出候処、早速庄屋所より勝兵衛へ其段被申付候由ニ而同人より私迄申出候付、早速半右衛門并世話方之者江掛合相調候処、全水豆腐仕入と申筋二者無御座候、前以備前下津井利兵衛と申者へ蕎麦小豆壳渡、半右衛門方より代銀請取居候処、代品物悪敷被申商ひ破談ニ相成ニ付、銀作より外方江壳捌仕半右衛門江返済仕候筈之錢札凡壹貫六百目程差引詰メ銀作借用ニ相成申候處、水豆腐仕入ニ差支候間何卒返済口豆腐壳捌候迄延引致呉候様銀作より手代喜右衛門江相頼候処、同人申候儀者禎瑞庄蔵方江米代可相渡筋有之候間、同人江豆腐捌次第相渡呉候様申候ニ付、庄藏江銀作より段引合御座候趣半右衛門并世話方之者江申談候処、取調之上銀作申出候通少シも相違無御座候得共、半右衛門内間片付中之儀ニ付、銀作より禎瑞庄蔵江引合者有之候得共先世話方江預ケ置、外銀主一同へ割符可致筋ニ付、世話方江指出呉候様被申候ニ付水豆腐捌次第私より無相違払込可申旨相答候處、其段半右衛門承知仕同人申候者、左候得者船屋庄村屋江掛合早速積出ニ相成候様取斗可申と万年屋金兵衛を以船屋庄村屋へ掛合候儀者、右水豆腐仕入之儀内間相調候処、壹貫六百目之外掛り合無之、右錢高高蔵より歸帆之上相渡候筈ニ引合有之候間、早々少々積出被申付被下候様申出候処、庄屋答塙屋定右衛門より水豆腐半右衛門仕入之様子ニ御座候間差留呉候様申出候間、出船差免候儀者難相成被申候ニ付、塙屋定右衛門へ其段掛合候処、同人答全私方より差留候儀者無御座候、船屋庄村屋重兵衛より申參呉候者、半右衛門仕入之水豆腐ニ有之候ニ付、同人より差留呉候様申出ニ付差留置候間、左様相心得候様ニと被申候間、私儀も半右衛門借用米重兵衛ヘ五拾石之請判致御座候付、何卒其足合ニ成共致度存居ニ付、右等之儀ニ御座候得者手掛りと被存候間、必御渡シ御無用と申候由申候、庄屋所より勝兵衛へ申付候儀者御支配より水豆腐其元へ預ケ置候様被仰候間、当方へ上ヶ置可申との談ニ付、勝兵衛答私儀為替金三拾両取替御座候得共、全荷物者荷主高蔵之品ニ御座候、一応同人江掛

合候迄御待被下候様入割申上候得共、一向聞入不申兎弐角と申左有時者五人組江申付為上可申と申居候所江、五人組頭喜兵衛ト申もの庄屋所へ参り掛リ候處、右喜兵衛ヘ明早朝当方迄水豆腐上ヶ候様申付ニ付、喜兵衛より色々延引之候処申延呉候得共、一向聞入不申儀ニ而又々勝兵衛より其段申出ニ付、又候半右衛門江掛合候處、同人答元来当方より相頼出船留候ニ付取調相済候上者少シも品ハ無之筈ニ御座候、代人万年屋金兵衛并私銀作三人同道ニ而船屋村へ罷出掛候処、途中ニ而重兵衛殿へ出合ニ付、金兵衛一同色々掛合候処、重兵衛答半右衛門より申出候儀者貴家ニ而借用筋も有之候間、押取呉候様申出候筋ニ付、いケ様申出候而も難相渡當方ニも御支配江相達候儀ニ付、其元も願出候様被申候得共、奉掛御苦勞候御儀も奉恐入候ニ付内々町御役場へ願出候処、町年寄平兵衛より重兵衛ヘ色々掛合呉候得共、一向埒明不申甚以迷惑仕候、最早正月九日より出船差留候儀ニ御座候得者勝兵衛儀も長々渡世留ニ相成大ニ迷惑至極仕候、尚私銀作逆も右差縛中外壳事等も出来不申、其上水豆腐も追々時過候得者下直ニ相成損失も不少必死と迷惑至極仕、前段奉申上候通銀作借用錢明白ニ筋立候上者重兵衛儀も早速相渡可申筈之処、右押取候段不法之仕方と奉存候、甚以奉恐入候得共何卒、御慈悲を以重兵衛御糺之上早々積出ニ相成候様被仰付被成下候様仕度奉願上候、右奉願上候通被仰付被成下候ハゝ難有仕合奉存候、此段偏ニ奉願上候、以上

嘉永六年丑二月

右高蔵願出候通宜敷被仰上被下候、已上

紺屋町

高蔵

紺屋町年寄

平兵衛

平兵衛

町大年寄
良右衛門殿

同

芳助殿

久右衛門殿

乍恐奉願上御事

一私儀小船所持仕罷在候處、當正月紺屋町神拝屋高藏申候者、我等仕入致富吉屋銀作仕成居候水豆腐五拾四箱分讚州高松江積吳候様申候二付積參り申候約束仕、右二付為替金三拾兩貸渡候引合仕候處、右水豆腐神拝屋良作、備前屋良平、豊屋幸三郎三ヶ所へ質受二相成居候二付、右為替金三拾兩を以私より別紙奉指上候通夫々錢相渡質受仕、正月八日村方川ニ而船積仕、右高藏より出船御断申上出帆可仕と奉存居候處、村方庄屋より申候者、其方此度積入居候水豆腐之義二付、町泉屋半右衛門方より申出候者、勝兵衛積居候水豆腐者私仕入致候様被存候間、調方相済候迄出船差留吳候様申出候間、出船相成不申と差留二付、早速荷主高藏江申參候處、同人より内間世話方之者江掛合候處、世話方之者共より半右衛門内間得ト相調候處、全氷豆腐仕入と申筋二而ハ無之、前々備前之利兵衛と申者江蕎麦、小豆銀作より壳渡右代錢泉屋半右衛門より受取居候處、代品物悪敷破談二相成二付、銀作より蕎麦、小豆外方へ壳捌仕、代錢半右衛門江錢札壹貫六百目返済可仕筈之處、銀作氷豆腐仕入二指支右返済難相調候二付、水豆腐壳捌候迄相待吳候様半右衛門手代喜右衛門江銀作より相頼候處、喜右衛門申候者、禎瑞庄藏江当方より米代可相渡筋有之候間、水豆腐壳捌次第庄藏二相渡吳候様申候二付、銀作より庄藏江其段引合之由二而半右衛門氷豆腐二掛け構無之義二者候得共、半右衛門内間片付中之儀二候間、庄藏江相渡筋二者世話方之者預置可申候間、此度之船帰次第高藏より右錢高急世話方之者江相渡可申との一札差入候様高藏江申談、同人承知仕右証文指入半右衛門方相済申候由、右二付万年屋金兵衛ト申者を以半右衛門より村方庄屋所へ申出候者、水豆腐之儀二付先日勝兵衛船御指留被下候様御願申候處、内間得ト相調候處、全氷豆腐仕入と申筋二者無御座候間、早々出船仰付被下度段申出候由之處、庄屋所申候者、塩屋定右衛門仕入之由二候間、出船指留吳候様申出候間、出船指免候義相成不申段申候由二而高藏より又々塩屋定右衛門江掛合候處、定右衛門申候者、全我等指留候儀二者無之船屋村十兵衛殿我等二申候者、村方勝兵衛船江積入居候水豆腐者泉屋半右衛門仕入之由、右二付半右衛門申出候者、其元より借受居候筋有之候二付出船差留吳候様申出二付差留置候間、左様相心得居候様被申候二付、私二而も其元より半右衛門借受居候米五拾石受判致居候二付、其足り合相成哉と相心得必御渡之義者御無用と

申儀二御座候由高藏より私江申越候、然ル処村方庄屋より御談御座候者、其方積居候水豆腐御支配より我等江御預ケ被仰付候間、当方江上渡候様被仰渡候得共、前段申上候通為替金三拾兩貸渡候得共、荷物ハ高藏荷物ニ御座候間、一応同人江掛合候迄御延引被下候様相願候得共一向御聞入無之、左候得者五人組江申付為上ケ可申と御談御座候處、私五人組頭喜兵衛と申者参り候處、同人御談御座候者、勝兵衛船江積入居候水豆腐明早朝五人組之者より当方江上ケ参り候様申付二付、私より喜兵衛江相頼色々申延貰ひ候得共御聞入無之二付、無據乍夜中荷主高藏江御談之趣申候處、同人より又々半右衛門并世話方之者江掛合之處、半右衛門より使万年屋金兵衛并高藏銀作右三人同道二而村方庄屋所へ掛合二参り掛候處、途中二而庄屋所へ出逢前段之通荷物構無之候ニ付岡船差免候儀、且荷物片付右三人之者より色々々申合候得共、庄屋所申候者、当方より御支配江相達有之候と申一向御聞入無之由ニ而其後為上ケ不被成其便相成居申候、高藏より町年寄平兵衛殿へ相頼庄屋所へ掛合貰候得共何分埒明不申上、高藏より私江申參最早正月八日より出船御差留相成ニ付而者渡世相成不申、小身之私必至と難渉仕ニ付、右指纏居候水豆腐者相捌候迄私方江上ケ預置可申候間、船丈ケ成共渡海御免被下候様村方為助と申者江相渡庄屋所江御断申貰ひ候得共、是以一向御聞入無御座候、右者長々之渡世御差留二者相成居、其上右水豆腐纏候ニ付船江積入便指置御座候付、昼夜私より番人相付罷在当惑至極仕候ニ付、訛立候様高藏江達而掛合候得共私より相対ニ而者埒明不申難渉至極仕候ニ付無據御願奉申上候、恐多御儀二者奉存候得共御慈悲を以神拝屋高藏御糺被為仰付、私より貸渡御座候為替金三拾兩早々返弁致吳尚私船ニ積居候荷物埒明私渡世相成候様被為仰付被下候様乍恐奉願上候、右奉願上候通御憐愍之上御取救被為成下候ハ、御影を以渡世相続仕難有仕合奉存候、此段乍恐奉願上候、以上

嘉永六年丑二月

一

一水豆腐式拾八箱

一

良作方

船屋村

一

勝兵衛

此受口式貢目

一同 拾箱

備前屋 良平方

此受口六百目

一同 九箱

豊屋 幸三郎方

此受口四百目

一同 七箱

神持屋 高藏方

是者為替金之内

受ケ申候

錢武百式拾目六分五リ

高藏へ相渡申候

箱×五拾四箱

此為替金三拾両

此錢三貢式百式拾目六分五リ

右之通為替金神持屋高藏江貸渡申候、以上
丑二月

船屋村 勝兵衛

8 風早嶋（高濱にて新艘船造り方の儀差障り有無に付）（新浜村文書2）

風早嶋

高濱二而新艘船造り方之儀差障り有無に付
候處、亦々御付紙ヲ以被 仰付嶋方之趣申上

一 船代掛り合者稼ヲ以不都合無御座候様可仕筈二者御座候得共、船持共之内
二者難渋數多御座候ニ付船代相滯居申候者共も多御座候而、右之内二者親
代々之滯銀追々順送リニ相成居候者茂御座候而、人ニ寄候而者唯今船壳払
候而も引足リ不申様之者も數々御座候故、右滯銀都合仕候儀者容易ニ相整
不申候、右之趣ニ御座候得者又々船仕替江并新造其外取繕等之節往来得意
先江相頼候得者無差支相整具、代銀等之儀も不足之者ハ相延呉利無シニ而
追々ニ相払申候、右之通ニ御座候而茂船茂直段相応ニ而高直ニ相当候儀者
無御座候事

一 右之訛ニ付船代懸リ合御座候者ハ外方へ新造相誣候儀者相成不申候、尤嶋
方之儀者大洲辺より折々下直板類等積參り候ニ付相調候得者、自分ノ村前
ニ而郡内并他所大工等相雇新船造り候者も御座候得共、其節者掛リ合之先
方ニ何之構も無御座候事

一 船持共之内代銀外方懸リ合無御座候者どもハ高濱方最寄宜ニ付同所ニ而新
船相説ヘ、かい具寸法并直段等相極メ造り方仕候処、船も極メ之通与者不
宜、其上代銀相増與候様申出、右相増不遣候得者船下シ呉不申ニ付無拋代
銀相増遣し候而船下シ呉候様之儀も有之、代銀之不足等も少々ハ相延呉候
得共間茂無ク稠敷致催促迷惑仕候筋も多御座候、船造り立候得ハ所々ニ而
船持とも競合見申候所、丁度何割通り与申自當者無御座候得とも、人ニ寄
高濱ニ而造り候船ハ直段与ハ年数之持方少く売払候節も直段等下直ニ御座
候ニ付、前後何角算用仕候而ハ外々ニ而造り候与ハ大分高直ニ相当リ候事
一 右之趣ニ御座候間、高濱ニ限り新艘造り方仕候様ニ相成候而者一統難渋至
極ニ奉存候間、何卒御慈悲之上是迄之通何方ニ而も勝手宜敷處ニ而造り方
相成候様被為 仰付被下候様御願申上候

メ
右之通申出候段村々申出候、嶋方之儀者土地不相応ニ多人数相暮、先年
ノハ船数も相増田畠肥物取方等も相励并船持仕候者共多御座候処、船造り
方之儀高濱ニ限り其外ニ而造り方相成不申様ニ罷成候而ハ甚以迷惑之筋御
座候趣故、船茂得持続不申様之者も可有御座、左候而ハ一統難渋之基とも
可相成哉と歎敷奉存候、高濱船場之義ハ油屋丈右衛門実意ニ存込候儀ニ御
座候ハゝ心得ヲ以追々御国潤ニ罷成可申儀と奉存候、嶋方之儀者是迄之通
何れニ而も弁利宜敷所ニ而勝手次第被 仰付被下候ハゝ、船も持続船持

等追々繁昌可仕乍恐御國潤之端等も罷成可申難有仕合ニ奉存候、嶋方之儀

者何卒是迄之通り被為、仰付被下候様仕度奉存候

一高濱船場船大工共追々繁昌仕人數相増候時者、御船御用御座候節御他領船

大工御雇ニ不及御領分ニ而相濟候得者、御弁利之筋ニ相当リ候趣三津方々

御窺御座候ニ付、右等之所も右考可申上旨被、仰出奉畏候、都而先年者船

數も余計無御座候故船大工も少ク御座候所、此節ハ船大工人数相増御船御

用之節者毎々御差遣イ被下候御儀ニ御座候、船造り方之儀是迄之通り被為

仰付被下候者、船持繁昌仕候ニ准船大工も追々相増可申、左候ハゝ往々

ハ御領分船大工ニ而御船御用之節者大躰相濟候様ニ罷成可申与奉存候、尤

御他領船大工御遣イ被遊候得ハ賃金高三付少シハ御費ニ罷成候段奉恐入候

得とも、從來御用被為、仰付候御儀ニ付、少々宛ニ而茂御遣イ被遊候ハゝ

御仁恵之程難有可奉存候、猶又御領分大工共始双方勵方之励ニも罷成可申

御儀共奉存候、右之趣宜被仰上可被下候、以上

右之趣宜被仰上可被下候、以上
文化七年十月

大庄屋

杉田雄五郎

高木覺助様

9 奉願上口上（船作事のため私居宅後の御林永代御郡より下請
願）（新浜村文書9）

奉願上口上

一寛政九年和氣郡新濱村之内於高濱二船造場所立方仕船作事相始候処、御
上御荷船御造立并御船板類御用數々引続被仰付、御蔭ヲ以追々御仕成追年
商売向手広罷成冥加至極難有仕合奉存候、然ル处私居宅後の御林去ル文政
七年永久引請山ニ被仰付被下度段御願申上候処、三十ヶ年限山ニ被仰
付、為冥加銀札百五拾目差上、并御礼銀五匁年々差上候処、先々年滿之節
者年繼之儀御含之思召御座候趣ニ御沙汰振御座候処、去ル文政十三寅年十
二月永代引請山ニ被仰付、重々難有仕合奉存候、仍之御礼銀札拾五匁ツ、
年々差上來リ候処、去ル戌之春御郡方々手入方御差留メニ相成、後々心得
違無之様御沙汰振ニ而右引請場所不殘御引揚ニ相成候ニ付奉畏候、乍併御

郡方江御山役所々御渡シ御任せニ相成候趣ニ承候故、乍恐何卒前文統合も
御座候間格別御憐愍ヲ以御郡方江御引受後下地之通永代御郡々下請ニ被
仰付候様仕度奉願上候、右願之通被為被下置候ハゝ重々難有仕合奉存候、
此段御執成宣敷被仰上可被下候、以上

嘉永五王子年 和氣郡高濱船作事場

六月

三由屋

丈右衛門印

和氣郡

御役人中様

但し此處白紙壹枚分程延し置候事、右役人中之奥書入申候由

10 覚（高濱村御林の内高濱越往還より西の分御預りの処改革にて
御山差上に付）（新浜村文書10）

覚

一和氣郡新濱村御林之内高濱越往還日々西之分年限者引請被仰付其後御預申
上、天保三年年々永年引請被、仰付候処、此度御改革ニ付御山差上申所実
証ニ御座候、以上

嘉永五子年九月

高濱船作事場

三由屋

丈右衛門印

(表紙)

甲 寛政六歳
西国順礼道仲誌
寅 彌生吉星

室屋

伊兵衛

(二丁、表) 覚

一、寅三月六日九ツ時より西国順礼

思立、夫ヨリ直ニ支度仕、同八日ニ

門出仕、町内邑方并ニ一家衆中

畠中村迄参、延立寺を借候而此所ニ而

見立ニ預り、一流ニ盃仕出達いたし、

則其日土屋迄参り申候而

一、八日土屋七右衛門殿江宿取留り申候、九日土屋

を立、西條大町亀屋源助殿江宿

取申候、十日大町を立、瓦じり迄参り、

かわらじりろふねニ乗、和田ヶ浜江上り、

(裏)

和田ヶ浜吉五郎殿江宿取溜り申候而、

十一日和田はまを立、讃州金毘羅

さま江参詣仕、并ニ觀音様御開帳

有り、御宝物数々拝見仕、夫より町江

下り候所、雨ぶり、十一日こんひら町江宿取、

十二日又々雨ぶり、右宿ニとふ留仕申候、

十三日右宿を立四ツ時ニ丸亀御城下

問屋笛屋孫右衛門殿ニ付、夫より九ツ時ニ
出船仕、夫ヨリ拾里行、備前万根ニ

(二丁、表)

暮六ツ時ニ掛り、夫ヨリ十四日朝七ツ時
より船を出し、明六ツ時赤穂城下

通し、夫ヨリゑじま（奈良）、夫より阿波嶋（淡路島）

見物仕、九ツ時室津江着船仕、問屋

備前屋孫右衛門殿江上り、夫ゞ支度仕、五

里行播磨青山村彦四郎殿江宿

取、十五日青山村を立、夫より札始メ、

式拾七番播磨國書写山圓（山圓寺）寺

札納、本堂拾間四面、金道ミツ

堂有り、御朱印八百五拾石、坊かづ

三拾坊有、大寺也、夫ヨリ壱里行

大川有り、次ニ姫路御城江参り見物

仕、夫ヨリ三里行曾根天神さま

(裏)

参詣仕、并ニ曾根松見物仕、曾根

松町樽屋市郎兵衛殿宿取、十六日

曾根町を立石の法傳江参り、夫ヨリ

三里行播磨式拾六番法花山札納

大寺也、御朱印百式拾石、夫より式里

行青野原、五拾丁行野村川船渡り、

夫ヨリ鳥居村中屋儀右衛門殿宿取申候、

十七日鳥居村立惣ノ社参り、夫ヨリ

四里行播磨國式拾五番清水寺

札納、本堂八間四面、奥院、七堂がらん、

式重のとう有、坊數拾八坊、御朱印

(三丁、表)

地也、夫ヨリ直ニ丹波国也、夫ヨリ山中

三里行、夫ヨリ壱里行阿鳴村大助殿

宿取、十八日阿鳴村立、式里行黒両（黒岩）
坂上下五拾丁、峠ヨリ大江山ミゆる也、

夫より三里行三拾六丁坂有、此所

大江山由来記調、夫ヨリ壹里行丹波

国福知山御城下、御高三万五千石、

朽木隱岐守様、御城八ツ棟作り、先年

明智城なり、并ニ御城下見物仕、傘や

与助殿江宿取、十九日御城下を立、直二

国両川船乗り、船ヨリいばらき童子

おにが城見ゆる、夫ヨリ三里行丹後國、

(裏)

こ之所ヨリ町家多し、内宮参詣仕天ノ

岩戸参り難所なり、夫より式里行

ふこう坂上下百丁大なん所也、坂峠田邊

大江山西脇四天童子鬼ヶ城見ゆる也、夫お

式里行丹後國宮津御城下、御高

七万七千石松平伯耆守様御領分、

直二御城下小幡屋徳左衛門殿宿取申候、

廿日右御城下を立壹里行、片葉松

りふ灯松、次ニ切戸之文殊參詣仕、

御朱印五拾石、夫ヨリ切戸船渡り、

直二切戸明神参り、天のはし立五十

丁行、夫ヨリ山坂十八丁上り、

(四丁、表)

式拾八番丹後國成相寺札納、御知行

五拾石、夫ヨリ坂下り戻り船乗、右宮津

御城下二戻り支度仕、夫より上下

五拾丁坂有、直二西脇くんだ村本右衛門殿宿取、

廿一日くんだ村立式十丁行、町家多し、

夫ヨリ七回り八峰ヶ五拾丁坂有り、夫お

坂下り口三庄太夫首引松有り、大木也、

夫ヨリ由良浜也、千軒長者三庄太夫
屋敷井二すミ所跡有、夫より大川

船渡り中山江上り、夫お三十丁大ふね
峠上下壹里坂、夫お式拾丁程行

(裏) 坂壹ツ、壹里行田鍋御城下七万石

松平佐渡守様御領分、夫ヨリ式里行

市場若狭屋次兵衛殿宿取、一、廿二日二

市場を立式里行、式拾九番之

丹後國松尾寺江札納、夫より

竹生嶋江拾九里半、松尾お高浜へ

式里船付町家多し、夫より式里行

本こうお三里船二乗、若狭國之

御城下上り、御城下拾式万石

酒井修理太夫様御領分、御城下

(五丁表)

芝居見物仕、夫ヨリ直二なや三右衛門江

宿取、廿三日右御城下立式里行、

夫ヨリ山中式里行大川有り、夫ヨリ

くま川町家多シ、御番所有り、夫ヨリ

近江國、又天下御番所有、夫より山中

有坂五里行、今須浜二付、かどや太郎左衛門

殿ニ宿取、廿四日風はげしきゆへ九ツ時ニ

迄見合居申候へ共、追々風張キ故、中々

竹生嶋へ渡ル事相成不申故、九ツ時ニ

宿を立式里行、あすか川船渡り、

夫ヨリ式里行近江國大溝御城下

(裏)

式万石分部左京太夫様領分、夫ヨリ

三里行木戸村茂兵衛殿江宿取、廿五日

木戸村を立平野暮雪井二片田

落がん見物仕、夫ヨリ式里行町家

多し、夫ヨリ片田渡拾八丁渡り

此浜へ上り、夫ヨリ三里行田中町家多し、

夫ヨリ川船ニ武里乗長命寺上り、三十番

近江国長命寺札納、直ニ町表屋文吉

殿江宿取、一、廿六日右宿(二十一)立、壱里半行

八幡社有、夫タ武里行三拾壱番同

觀音寺札納、右御堂ハ先年佐々木城

跡なり、夫ヨリ谷吸寺江十九里、

(六丁、表)

觀音寺タ武里行(愛延)えち川有、夫タ武里行

高宮川町今村屋次郎右衛門殿宿取、一、廿七日

右宿立武里行、鳥居本町町家多し、夫タ拾丁

程行小野小町御塔有、夫ヨリ壱里行多賀

大社、夫ヨリ彦根御城下を見掛通り、夫より

すりばかり峠坂式十丁程有、夫より武里行

ばん町宜敷茶屋多シ、夫タさめがい町、夫タ

壱里行柏原茶屋多し、町中二山と竹こし掛

石井中有力、夫タ壱里行今津、夫より一里

行美濃國、次ニ祢物語り(日本本著)有、山中二

ときわ御前はか有、夫タ閔ケ原茶屋多し、む

かしいくさ場有、首納つか有り、夫より青

野原熊坂長はん物見松有り、夫より赤坂

町家多し、かなや又左衛門殿宿取申候、

(裏)

一、廿八日右赤坂立三里行、白石村荷物預ケ置

夫より武里山坂行、參拾參番美濃國に而

谷吸寺江札納、大寺也、本堂唐金瓦也、夫タ

武里戻りハツ半時タ船出不申故、白石村大

八屋半六殿宿取、一、廿九日白石村を立川

船十一里乗、川船タ加州・ゑち前・みの山

大ゆきみゆる、夫タ尾張国上り壱里行

木曾川船渡り、夫タ津嶋天王様江

参詣仕、殊外大社町家も多し、夫タ尾張

国御城下五里行、本町増田屋五兵衛殿江宿取、

世日御城下を立、御城見物仕并ニ御城下

見物仕、夫タ武里行城下南はしあ(通)つた

明神参詣仕、大社也、御知行壱万

(七丁表)

三千石、夫タ宮川殿様御宿見物仕、

又右御城下江戻り、夫タ町はなれ壱里

半行、隱岐守様御上京御戻り掛拝ミ、

夫タ武里半行かもの森表具屋宇兵衛

殿江宿取、一、四月朔日か森を立壱里半

行、斎院(佐院)ノ間屋付船賃集、夫タ御番所

付、夫タ直ニ川船三里乗、桑名渡り御城

下見物仕、夫タ四里行大雨ふり、四日市

小杉屋次右衛門殿宿取り、同二日右四日市ヲ立、

天氣能く三里行川壱ツ船渡り、次ニ高岡

川大水故五拾式文宛渡りちん出シ、次ニ(通)おいわけ、

東・伊勢おい分し町家多し、夫タ壱里行かんべ、

次ニ武里行白子町家多し、此所東河内法音

寺合、夫タ武里行津御城下、三拾六万

石之城下見物仕、夫タ一里半行くも津

肴屋半兵衛殿江宿取、同三日右くも津ヲ立

式里行、松坂町家多し、次ニ川式ツ船渡り、

夫タ四里行(通)おばた町、次ニ宮川船渡り、

夫タ伊勢山田川筋暮橋上部左近

様江一宿仕、段々御馳走ニ相成、今治之參宮

衆武人被參、段々咄合申候、一、四日両社參

詣仕、參所多し、百式拾末社、夫タ又

上部江戻り支度いたし、夫タ又五十丁行雨

ふり候ゆヘ、田丸松坂屋太助殿宿取り、

一、五日田丸立御城下見物仕、夫々熊の跡

地也、田丸より原江壱里、次ニ大かぜ壱里

半、次ニとち原あほ^(裏生)一里半行、夫々

(八丁表)

三里行野じり村北藤太夫殿宿取申し、

其夜三人寄淨る語り聞面白、一、六日

野じり立瀧原太神宮参詣仕、杉大木

数々有り、古所也、夫々四里行坂壱ツ有、

坂峠伊勢・紀州さかへ有り、次ニミヤ川船

渡り、次ニ長嶋浜出南大海なり、麦うれ

田植見物仕、夫々武里行三浦村、此所ニ而

古布子売り、三浦村清助殿宿取り、

一、七日右三浦村を立半里行、まこせ坂上下

五拾丁、夫々おわし町家多し、夫々壱里

行やき山江掛ル也、上り五拾丁なん所なり、

下り三十八丁是又大なん所なり、坂峠

山伏有、本尊荒神宮有り、夫々みき

町与兵衛殿宿取、一、同八日みき立朝船二

武里乗、曾根浦二付、夫々

(裏)

曾根太郎・曾根次郎坂十丁有り、夫々

壱り平行にき嶋町、夫々大かめ坂上下五十

八丁、夫々はたす、夫々三十丁程坂三ツ、

夫々木の本此所田丸こんゆふ觀音

さま有り、夫々壱里平行有馬、夫々壱り半

行一木宿大畑久右衛門殿宿大海近し、夜分

浪音多し、一、九日一木ヲ立一木川船乗り、

松原有り、此所いけべ松原というなり、

三里行大川新宮川船渡り、次ニ新宮

御城下三万七千^(合)、天下^ノ紀州様付加^(裏)

老也、水野土佐守様、新宮日本第一熊野

大權現様本尊薬師如來參詣仕、宮

數多し、殊外大社也、御守り御判請申候、

(九丁、表)

御知行五万石、夫々壱里半行三わ崎、此所

なミさす嶋有り、次ニ弁天社海中^(合)有り、

次ニ町家多し、次ニ浜此所なち黒石有、

二^(合)あま石とう有り、太夫松、きつね嶋稻

荷社、夫々五拾丁うくひはま宮壱里

濱宮明神三社本堂觀音様ふだ

らく寺、此所村里多し、左ニ金山ミゆる、

夫々武里行那智山寶藏院坊付、

武百五拾六銅宛出し宿取申候、一、十日立壱番

紀伊国那智山札納、本尊十一面觀音様、

脇立十式社、日本第一熊野三社權現様、

觀音様紀州若山江出開帳ニ御出掛けミ、

夫々日本一之瀧見物、觀音様江參り、

(十丁、表)

一、十二日湯のミね立、めうと坂上下壹里
平行湯川夫ヨリ野中江式里、夫より
三十行あふ坂峠ヶ拾丁峠坂式ツ有、
夫ヨリ高原、夫々壹里行しば太助殿
宿取申候、

一、十三日右しば立武里行、中みすしほミ
峠ひろの坂茶屋有り、夫々壹里半行
田鍋御城下三万石七千石紀州様
壹加老安藤帶刀様、壹里行牛はな
といふ岩有、壹里行三なべ、夫々式里半
行きりべ、また半里行居浪源藏殿
江宿取申候、

一、十四日右居浪立三里半行、さゝやき橋
有り、夫々日高川船渡り、夫ヨリ
(裏)

道成寺參詣仕、きよ姫の塔田の中ニ有、
あんちんのはか寺内ニ有、むかしつりがね
跡石口有、道成寺本尊十一面觀音
大寺也、夫々式里行原谷村、又式里
行いせき、此間ニし、かせ上下五拾丁
坂有、夫々壹里行湯あさ町家多し、
あわや長右衛門殿宿取申候、

一、十五日湯浅立、ほづす峠・いとか峠
坂式ツ越し、此所ミかん沢山有り、夫々
石田川宮原川ともいふ高野奥院
流川也、船渡り此川下々椀屋參ル所也、
次二かぶら坂上下五拾丁此所大師の
つめニ而岩ニ阿弥陀地蔵をほり
十五丁、表)

て松有、次ニかな岡硯石有、其外名所
多し、坂下りて藤権現宮有、參詣
仕大社也、やしろ東鈴木龜井之
子孫有、次二日方浦町家多し、此所
膳わん拵所也、夫々黒井家多し、
椀拵所也、夫ヨリ壹里行式番札所
紀伊國紀三井寺札納、本堂拾三間
四面、大寺也、夫々いをせ山江船乗り、
若ノ浦名所玉津嶋明神参り、
案内人取り其外參所多し、次二
東照権現様江参り殊外けつこふ也
(裏)

次ニ若ノ天神様參、片男なミニ名所多し、
夫ヨリ壹里行若山御城下御城見物
仕直掛作り宿、花屋五兵衛殿宿取申候、

一、十六日右御城下立八軒屋江壹里、夫々
岩根式里此所ねごろ山ミゆる、夫々
木の川船渡り、夫ヨリ粉川江三里紀
伊国三番粉川寺札納、本堂十五
間四面、殊外けつこふ、西国一之本堂
也、其外參り所多し、粉川町仏具其
外かね拵也、夫々壹里行又木
の川船渡り、夫々壹里行大洲峠
三十丁上り、又壹里行日高村桜
(十二丁、表)

一、十七日右櫻茶屋立坂三里行花坂
茶屋、夫々高野山大門迄五拾丁、此
間大師けさかけ石・おし上石・しろ
木鏡石有、夫ヨリ高野山大門、夫々
高野町行、次二高野山金堂参り、

右金堂式拾間四面、夫々大とふ参り、

拾八間四面、夫々熊野十二社權現

様江参り、其外参り所多し、金剛山前

大寺参り、權現様御象拝ミ、夫より

奥院参り、細々参り所多し、夫ヨリ女人

堂江出、又壱里行紙谷茶屋、夫ヨリ

武里行實^(新店)相院参り、大師御母君

(裏)

御病^(新店)所也、直ニ實相院村大坂屋儀兵衛殿

宿取申候、

一、十八日右宿立、木の川船渡り壱里行、

山坂三里難所也、夫々槇尾奥院光

瀧寺觀音様江参り、宝物数々拝見

仕、しや頭宝釦色々物見物仕、夫ヨリ

又壱里行坂有、泉国四番槇尾寺

納札、房数七拾式坊有り、高山也、

夫ヨリ坂下り三里山中出、あまの村^(新店)

金剛寺参り、行基菩薩開基所也、

大寺坊数六拾七坊あり、御知行所也、

夫ヨリ壱里行市浦村もめんや半之丞殿

宿取申候、

(十三丁、表)

一、十九日右市浦立式里平行さ山、夫々

壱里行河内国五番藤井寺江

札納、夫ヨリ日本始り^(大田原)大国天参り、夫々

五拾丁行、上ノ太子永福寺正徳太子

御病^(新店)所七堂がらん大寺也、房数三十坊

夫ヨリ壱里行たへま寺参り、中せう姫

まんだら色々宝物拝ミ、七堂がらん

三重塔式ツ有、寺数三十七房有、

御知行所ねりくよう有、由来請申候、

夫々壱里行しん上町米屋善吉殿^(新店)

宿取申候、

一、廿一日しん上立三里行、大和國高取

御城下参り、夫々拾丁程行て、

(裏)

同六番大和坪坂寺札納、夫々奥院

参り千鉢仏三千仏其外諸仏神

大師岩ニ切付有、案内人有り所々参り、

夫々ふもと茶屋戻り三人同行吉野

遣シ、式人夫々山上趣、夫々式人ハ五里行

中ニ而あわ井谷德兵衛殿宿取申候、

夫々武里行どろ川参り、荷物預ケ

一、廿一日右あわ井谷立壱里行、川戸茶や、

置今泉寺参り、夫々道案内取、夫々

三里行岩山坂甚難所也、夫々山上^(大和田)

参り權現様其外参り所多し、夫々

寺付益出、夫々下向仕る、右どろ川

(十四丁、表)

七ツ半時戻り、どろ川橋本屋善六殿江

宿取申候、

一、廿二日右宿立、四里行吉野江参詣仕、

夫々直ニ松本庄次郎殿宿取申候、右三人

衆宿取待居り申候、大風雨ニ而四ツ時^午

逗留仕、段々馳走ニ相成、廿三日宿立、

式里行上市参り、次ニ吉野川船渡り、

いも山脊山見ゆる也峯^(新山神社)夫々式里坂

上りとふの峯参り、鎌足宮^(新山神社)参り、

權現様参り、其外参り所多し、十三重

とふ有、西国一也、夫々五十丁下り、七番

大和國岡寺札納、遠ニ^(新)こけの光り有、

夫々一里行鎌足御產生所

(裏)

（未詳）

御母君宮江参り、夫々橘寺江参り、夫々

壱里行阿部文殊参り、夫々壱里行

追分参り、又壱里行八番同長谷寺

札納、観音様開帳拝ミ、夫々町江戻り

松屋勘助殿宿取申候、

一、廿四日右宿立、壱里追分二戻り、夫々

壱里行、三輪明神（未詳）様参り、夫々式里

行たんば市参り、夫々大和国郡山

御城下見掛通り、又壱里行帶とけ

地蔵様参り、夫々壱里行奈良元

くう寺参五重塔参り、夫々奈良

町かとや新吉殿宿取、道案内

(十五丁、表)

取ざる沢池、次ニ衣掛柳、夫々十三

鏡、次ニ三笠山、夫々春日大明神

参り、其外参所多し、石灯籠・金

灯籠数不知、御知行式万五千石、次ニ

毛向山、夫々若宮東大寺二月堂・

三月堂、夫々大仏参り其外参り所

多し、大仏前金灯籠壹丈六尺廻り、

惣金なり、大門式ツ出八丁四方有り、

夫々光福寺南ゑん堂札納、七堂

からん参所多し、五重塔式ツ有り、

鎌足建立なり、御知行式万石、夫々

墨屋戻り墨賈、晒屋ニ而布買、夫々

鍛治屋江戻り見物仕、夫々右宿戻り、

(裏)

其外名所古跡多し、

一、廿五日奈良立壱里行山城国、又壱里

行木曾川船渡り、夫々壱里行平尾、

式里平行長池、又式里行宇治川

茶買、夫々宇治橋八拾四間、扇のしば

其外名所古跡多し、又十一丁行十番

山城國三室堂札納、夫々式拾丁

行大ばく山万福寺参り、參所

多し、七堂がらん殊外大寺なり、

夫々門前茶屋川屋佐助殿宿取、

一、廿六日宇治立、壱里行下だいこ三

寶院宮様参り、其外寺參所

(十六丁、表)

多し、夫々上り坂五拾丁行、拾一番

山城國上ノ太子寺札納、高山なり、

寺数七拾式坊、夫々上り下り坂五十

丁行、十式番近江国岩間寺江

札納、夫ヨリ五拾丁下り坂難所なり、

十三番近江国石山寺札納、珍敷

石山見物仕、夫々十三丁行瀬田

之唐橋見物、橋長百式拾間余

有り、夫々水海のはた壱里行あ

わ津原兼平塔有、夫ヨリ膳所

城下行、朝日將軍木曾よし仲

御病所有り、夫々大津町木屋

(裏)

長三郎殿宿取留り申候、

一、廿七日大津立、十四番近江国三井寺

札納大寺也、夫々奥院参り寺数多し、

とふ有、わがね見物仕由來聞、夫々

小せき越、四の宮川原十せん寺、山

しなの里、夫々又山坂上り十五番

京今熊野札納、夫々山料泉福

寺様参り、夫々薬師如来開帳

参り、御宝物色々拝見仕、珍敷

事也、夫々京三十二間堂参、大仏

参り、題座迄上り御尊駄を拝ミ、夫々
下向仕る、夫々十六番京清水寺

札納大寺なり、

(十七丁、表)

珍敷けい地也、夫ヨリ十七番京六波

羅堂札納、夫ヨリ五条通り三丁目

出雲屋平兵衛殿宿取置、夫々五条橋

見物仕、夫々東御門跡^(御門跡)參り、又西御門跡^(西本願寺)

参、夫々右宿戻り体申候、

一、廿八日五条立、拾八番同六角堂札納、

夫々東山參詣仕、夫ヨリ四条通ぎおん

江参り、其所ニ而紀州様御通りを拝ミ、

夫々智音院參、此寺淨土宗ミなかミ

なり、夫ヨリ南禪寺江参り、禪宗根

元、夫々黒谷寺参り、あつもり・熊がヘ木象

有、并ニ右両将の石塔有、よろいかけ

松有、夫ヨリ真如堂江参り、淨土開さん也、

(裏)

夫々吉田宮様参り、夫ヨリ十九番同かふ

どふ江札納、内裏様御殿拝ミ、夫ヨリ

北野天神様へ参り、夫ヨリ金角寺へ

参り、式百銅宛ニ而むかし座口^(交カ)拝見

仕、夫ヨリ二條城見物、夫々三条通り

小橋本池田屋惣兵衛殿江宿取申候、

一、廿九日右宿を立、所々見物仕、夫々

京を出三里行山坂五拾丁越、夫々

式里行丹波国龜山御城下通り、

六万石松平又七郎様御領分也、三重の
御城有り、夫々壱里式拾壹番丹波国

あなう寺札納、雨ふり候故八ツ半時^{六時}
(十八丁、表)

宿取、あなうじ村新屋源右衛門殿宿取申候、

一、五月朔日右宿立、山坂四里行式拾番

山城國よしみね寺札納、夫ヨリ壱里行て

津の国青の光明寺参り、淨土宗根元也、

夫ヨリ山崎八幡宮參り大社也、又山崎町、

夫より式里行攝州高津御城下

井ニ御城見掛通り、夫々壱里行

そふじ寺村大和屋与兵衛殿宿取申候、

残り三人夫々五拾丁手前ニ宿取、式人ハ

そふじ寺村宿取、翌日五ツ時ニ三人参ル、

一、二日右宿立、廿式番津国惣持寺

札納、夫々壱里行郡山町家多し、

(裏)

夫ヨリ壱里行山坂難所也、又廿三番

同勝尾寺札納、大寺也、房数多し、

夫より壱里半山坂下り、池田町酒屋

多し、夫々いな川有、廿四番津ノ国

中山寺札納、大寺也、堂数拾四ヶ所

参り、御朱印地也、ゑんまおうき

セふもん有、

都合三拾三番札打納、五月

二日七ツ時ニ相済、門出^ル五十四日

目ニ而、札始メヨリ四十七日間ニ札納、

目出度相済申候以上、

(十九丁、表)

夫ヨリ七十丁行伊丹見町新屋

新八殿宿取、

一、三日右宿立、四里行大坂天満

天神宮へ参り、天神橋^ヲ御城

見物仕、夫ら北浜へ戻り殿様之

御屋敷拝見仕、北浜いよどや橋少シ

西炭屋安兵衛殿宿取、九ツ半時より

座間江参り、のふ芝居式切見物仕、

稻荷へ行芝居老切見、夫ら両御堂

参り、夫ヨリ右すミや宿へ戻り体申候、

一、四日右宿出、あミだ池参り、遠州さ夜

中山出開帳あり、参詣仕色々

(裏) 宝物拝ミ、無見鏡われ見物仕、由來

聞、夫ら道頓堀へ参り竹田芝居

壱切見物仕、夫ら角丸かふき芝居

壱切見物仕、夫ら四天王寺江参り、七堂

伽らん五重塔日本一也、拵々大寺なり、

夫よりこふず天神さま参り、夫ら

右宿戻り掛少々宛賣物共仕候而、

また右宿江帰り体ミ申候、

一、五月五日宿立、御堂前行少々

宛色々買物仕、夫ら砂場うどんや江参、

又夫らどふとん堀へ行若太夫芝居一切

見物仕、夫ら右宿へ戻り申候、

(二十丁、表)

一、六日右宿立、又御堂前行少々

宛買物仕、八ツ時よりどふとんぼり

行竹田からくり一切見物仕、夫ら

市の川戻り大芝居越後人形

一切見物仕、夫ら宿へ帰り体ミ申候、

一、七日宿出、又御堂前行少々買物仕、

夫ヨリ又市の川行右大芝居筑後

人形一切見物仕、夫らこうず江戻り

仕度いたし、四ツ時より安治川船へ下り、

其夜直二船二体ミ、

一、八日四ツ時より安治川出シ、七ツ時迄ニ

十三里戻り、須廣寺前戻り掛

(裏) 一、九日夜八ツ時より船出シ、朝六ツ時迄ニ

廿三里戻り赤穂二帰り、夫十五里

戻り七ツ時丸亀表ニ掛り、

一、十日朝八ツ時より船出シ、夜明ケ迄ニ八里

戻りとも迄、夫六ツ時より四ツ半時迄

岩木へ戻り、夫ヨリ九ツ時三嶋表掛、

其夜其所二体ミ、

一、十一日朝七ツ時より船出シ、三津浜江九ツ

時ニ着船仕、夫ヨリ中嶋屋源右衛門殿へ

上り、夫支度仕八ツ時ニ柳井町出店

迄戻り、支度仕、又内より迎衆

大勢参り、又出店ニ而益仕、夫七ツ時

内江戻り申候、

(二十一丁、表)

都合六十三日振二目出度

く同行中堅固ニ而相捕

帰国仕候、以上、

(裏) 同行中名

寛政六年

寅五月吉日

室屋

伊兵衛

河原町

同行中名

柳井町

出渕屋六郎右衛門

松屋茂八

久米町

大穀屋仁兵衛

惣中間張
同

茶屋与四郎

以上五人二面順拂

仕候以上

(一二二丁、表)

(白紙)

(裏)

(黒印)

「室屋磯右衛門」

(一十三丁、表)

(黒印)

「地煉御油」

(裏、
裏表紙)